

こども誰でも通園制度 設備及び人員配置の基準

1 設備基準

(1) 必須の設備と面積基準

表1:誰でも通園事業 設備基準【一般型】

年齢	必ず設ける必要がある部屋	面積基準
0～1歳	乳児室又はほふく室	3.3 m ² ／人
満2歳～	保育室又は遊戯室	1.98 m ² ／人
0～2歳共通	便所	

一般型 パターン1

在園児とは別に、乳児等通園支援事業専用の部屋を設ける場合

表1の一般型の誰でも通園事業 面積基準のとおり

一般型 パターン2

在園児と同じ部屋で実施する場合

在園児と誰でも通園利用児童のどちらも面積基準を満たす必要があります。

【例】保育所で在園児と合同で実施する場合の利用可能人数

年齢	部屋名	部屋面積	面積基準	在園児人数 (保育所等)	誰でも通園 利用可能人数
0歳	乳児室 (ほふく室)	20 m ²	3.3 m ² ／人	4 人	2 人

誰でも通園事業の利用可能面積 $20 m^2 - (3.3 m^2 \times 4 \text{ 人}) = 6.8 m^2$

誰でも通園事業の利用可能人数 $6.8 m^2 \div 3.3 m^2 \text{／人} = 2 \text{ 人}$ ※小数点切り捨て

1歳	乳児室 (ほふく室)	30 m ²	3.3 m ² ／人	6 人	3 人
----	---------------	-------------------	-----------------------	-----	-----

誰でも通園事業の利用可能面積 $30 m^2 - (3.3 m^2 \times 6 \text{ 人}) = 10.2 m^2$

誰でも通園事業の利用可能人数 $10.2 m^2 \div 3.3 m^2 \text{／人} = 3 \text{ 人}$ ※小数点切り捨て

2歳	保育室	40 m ²	1.98 m ² ／人	15 人	5 人
----	-----	-------------------	------------------------	------	-----

誰でも通園事業の利用可能面積 $40 m^2 - (1.98 m^2 \times 15 \text{ 人}) = 10.3 m^2$

誰でも通園事業の利用可能人数 $10.3 m^2 \div 1.98 m^2 \text{／人} = 5 \text{ 人}$ ※小数点切り捨て

余裕活用型

在園児と同じ部屋で実施する場合

在園児と誰でも通園利用児童のどちらも面積基準を満たす必要があります。

(2) 2階で乳幼児を預かる場合

2階で乳幼児を預かる場合は、防災上の観点から保育所等と同様に①～③を満たす必要があります。

- ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること

- ② 表2に掲げる常用・非常用の設備がそれぞれ1以上設けられていること
 ③ 保育室など乳幼児が出入り・通行する場所は、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること
 表2:2階で乳幼児を預かる場合に必要な設備

表2:2階で乳幼児を預かる場合に必要な設備

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 屋内階段 建築基準法施行令 123 条に記載の「避難階段」又は「特別避難階段」 2 待避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路(避難用すべり台等) 4 屋外階段

3階以上で乳幼児を預かる場合は、上記のほかに防災上必要な要件があります。

詳しくは、福島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 21 条を確認してください。

(3)調理設備について

食事の提供を行う場合においては、調理のための加熱、冷蔵保存等の調理機能を有する設備が必要です。

2 職員の配置基準

(1)配置する保育従事者の人数

- ・乳児 3人につき1人
- ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき 1 人

誰でも通園制度(以下通園制度)を実施する日時に、「専ら従事する職員」が必要となる。

通園支援を実施していない日時に、その職員が通常保育や一時預かり事業などの他事業に従事することは可能。

(2)「専ら従事する職員」の人数・資格について

① 保育所・認定こども園(以下「保育所等」と)と一体的に事業を行う場合

- ・保育所等の保育従事者による支援が受けられる場合は保育士1名以上必要。

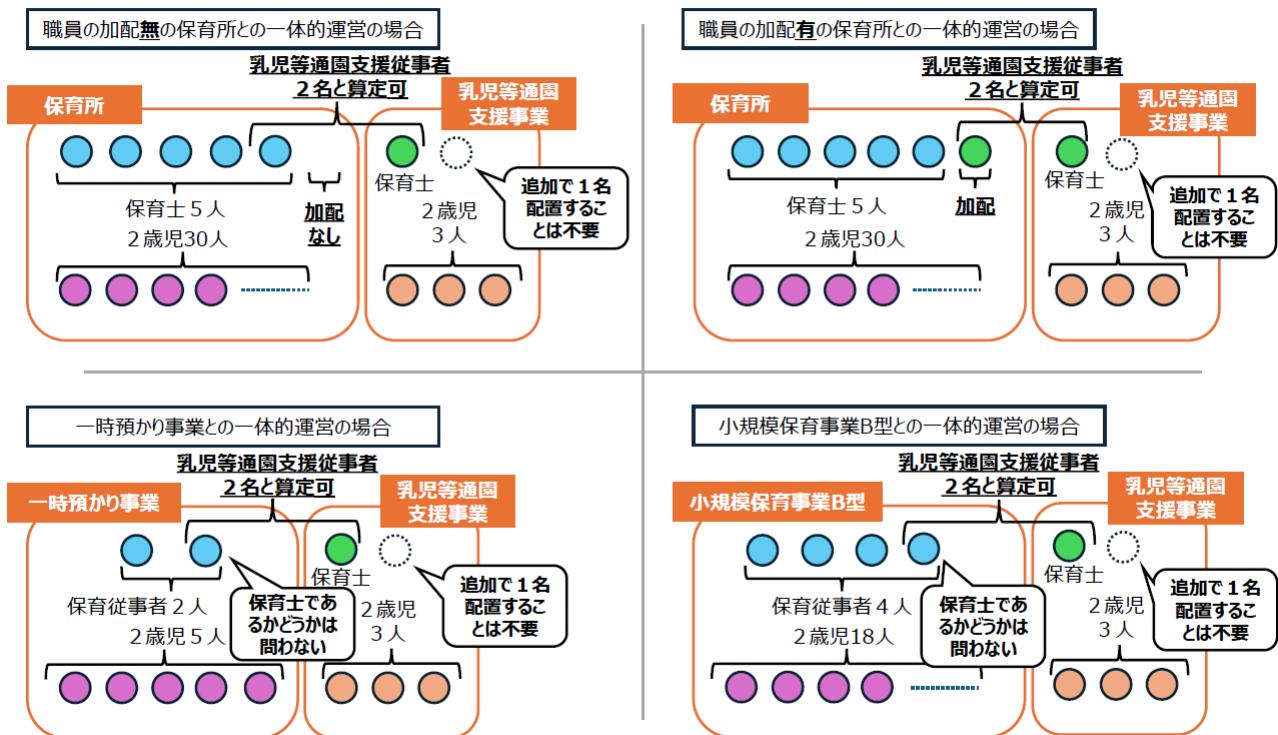
受入可能児童数は専任保育士が処遇できる人数まで

- ・保育所等の保育従事者による支援が受けられない場合は保育従事者が2名以上必要。(うち保育士1／2以上)

ただし、保育所等と合同保育をする場合、在園児と通園制度の利用児童を合わせた児童数に応じ、人員配置基準を満たす必要がある。

保育所等と一体的に乳児等通園支援事業を運営する場合の職員配置イメージ（例）
(設備運営基準第22条第3項第1号関係)

別紙



② 保育所等と一体的に事業を行わない場合は保育従事者が2名以上となる。
(うち保育士1／2以上)

※保育士以外の保育従事者は子育て支援員研修または、家庭的保育基礎研修と同等の研修を修了した者

※保育所の主任保育士や給付費(委託費)で、保育所の主任保育士や、認定こども園の主幹保育教諭および1号の学級担任など、「専任」が基本分や加算の要件となっている場合は、その職員を通園制度専任とすることで、給付費(委託費)の金額が変わる場合があります。

(3)余裕活用型で実施する場合の基準

余裕活用型で誰でも通園制度を実施する場合は、既存の保育所、認定こども園、地域型保育事業所の人員配置基準を満たす必要があります。

※在園児と誰でも通園制度利用児童の合計で算出した人員配置基準を満たす必要があります。